

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	本別町

本別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林課農務担当
所 在 地 北海道中川郡本別町北 2 丁目 4 番地 1
電 話 番 号 0156-22-8126
F A X 番 号 0156-22-5950
メールアドレス nousei@town.honbetsu.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、ハシボソガラス・ハシブトガラス（以下、カラスと表記）
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	本別町内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年産）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	小麦	2,572	15.59
	てん菜	8,326	13.74
	大豆	3,029	9.74
	小豆	7,403	10.1
	金時	1,838	3.07
	馬鈴しょ	5,502	6.31
	スイートコーン	668	0.64
	牧草	7,467	26.2
	デントコーン	3,154	5.93
	その他	17	0.01
	計	39,976	91.33
ヒグマ	小麦	215	1.31
	てん菜	2,757	4.55
	大豆	0	0
	スイートコーン	2,975	2.85
	計	5,947	8.71
キツネ	てん菜	1,393	2.3
	馬鈴しょ	1,308	1.5
	小豆	366	0.5
	計	3,067	4.3
カラス	小麦	330	2.00
	てん菜	1,818	3.00
	大豆	466	1.5
	小豆	73	0.1
	馬鈴しょ	872	1.00
	スイートコーン	156	0.15
	その他		
	計	3,715	7.75

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカによる被害は例年 3 月から 10 月にかけて、小麦・てん菜・豆類・コーン類・馬鈴しょ・牧草の食害が大部分を占め、鹿侵入防止柵の隙間について侵入が目立ち町全域にその被害が広まっている。

ヒグマによる被害は活動時期に、国有林が隣接する町内の東側を中心に小麦・てん菜・大豆・スイートコーンの食害のほか農作物の踏み荒らしや牧柵の倒壊がある。

キツネ・タヌキ・アライグマによる被害はコーン類・てん菜・馬鈴しょが大部分を占めている。1 年を通して家畜への被害もあり、増加傾向にある。

カラスによる被害は小麦・てん菜・豆類など被害は多岐に渡るが減少傾向にある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成 29 年度）		目標値（平成 33 年度）	
	エゾシカ	91.33ha	39,976千円	63.93ha
ヒグマ	8.71ha	5,947千円	6.09ha	4,162千円
キツネ・タヌキ アライグマ・カラス	12ha	6,782千円	8.4ha	4,747千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンターによる一斉捕獲の実施 ハンターによるくくりわなでの捕獲 生息調査（ライトセンサス） <p>【ヒグマキツネ・タヌキ・アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱わなの設置、銃器による駆除 <p>【カラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱わなの設置 	本町は猟銃の使用できない区域が多いこと、夜間は猟銃を使用できないこと等の課題がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ侵入防止柵は国有林がある本別町の東側を中心に平成 9 年度～平成 10 年度と平成 22 年度～平成 23 年度にかけて設置した。 あわせて平成 23 年度以降は自力施工による金属柵・電気柵を設置している。	平成 23 年度を以って本町の鹿被害の 7 割を占める東側に侵入防止柵を張り巡らせたが、国道・道道や河川に柵を設置できないことから、現在も侵入被害がある。また本町西側の被害も増加傾向にあり、新たにエゾシカ侵入防止柵等の設置が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農林業に被害を及ぼす有害鳥獣の生態を研究するとともに、侵入防止柵の設置・補修と徹底的な維持管理を図り、ハンターによる猟銃やわなの技術向上による防止対策を併用することで、被害を最小限に抑える。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・北海道猟友会本別支部と農林業被害情報等を共有し、捕獲体制の充実を図る。
・万一の事故に備え捕獲従事者が加入するハンター保険経費の一部を町が補助して、捕獲従事者の保護に努める。
・鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる事由がある場合については、協議会で検討して各関係機関に指導を仰ぐ。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年度 ～ 平成 33 年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ カラス	・担い手育成・確保のため、狩猟免許取得講習会への参加を支援する ・箱わなやくくりわな等の資材を導入して捕獲技術の向上を図る

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣の個体数把握と、過去の捕獲実績を勘案して捕獲計画頭数の設定をする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	250頭	250頭	250頭
ヒグマ	4頭	4頭	4頭
キツネ	40頭	40頭	40頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カラス	250羽	250羽	250羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>エゾシカについては、一般狩猟期間を含め通年で全町を対象にして銃器及びくくりわなによる捕獲を実施し、更に、農林業被害を最小限に抑えるため出没頻度の高い地区を重点地区として設定し効率的な捕獲を実施する。</p> <p>ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・カラスについては、出没情報を収集し銃器捕獲あるいは捕獲機材の適切な場所の選定により捕獲増頭を図る。</p>
--

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>散弾銃は有効射程距離が短いため、駆除を推進するためライフル銃の使用が必要となり、被害状況及び安全面等を十分考慮し、必要に応じて銃猟免許所持10年未満の実施隊員のもライフル銃を所持させ捕獲することを検討する。捕獲は実施隊員による一斉捕獲（追込み猟および流し猟）および個別捕獲とし、バックストップがある安全な場所で行います。</p> <p>捕獲は町内一円で狩猟期間を除いた通年で実施し、必要に応じて狩猟期間中も捕獲区域（義経山鳥獣保護区等）を限定し、勢子による追込み猟を実施します。</p>
--

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
本別町	エゾシカ・タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	侵入防止柵の設置 自力施工 電気柵 30,000m 金属柵 8,000m	侵入防止柵の設置 自力施工 電気柵 30,000m 金属柵 8,000m	侵入防止柵の設置 自力施工 電気柵 30,000m 金属柵 8,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年度 ～ 平成 33 年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ カラス	侵入防止柵の管理徹底、わな・激光の設置による侵入防止、爆音機・擬似音機の設置による追い払い活動を行う。ヒグマの生態を理解し、野生動物誘引の原因になるものの管理を徹底する

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

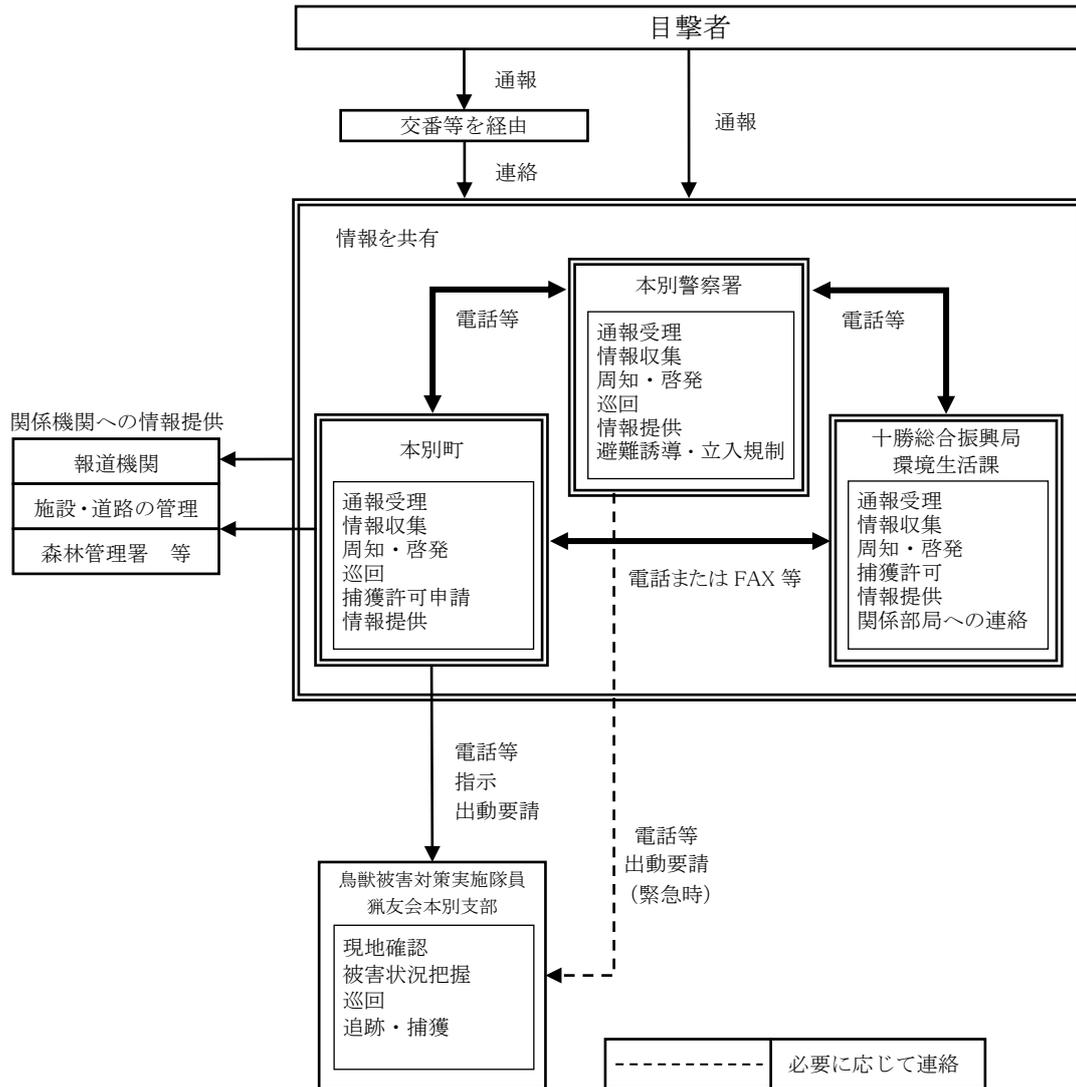
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局	出没状況等の把握と市町村への情報提供
北海道釧路方面本別警察署	本別町への連絡、住民への注意喚起、パトロール
本別町	関係機関等への連絡、住民への注意喚起、パトロール
本別町鳥獣被害対策実施隊	本別町への出没状況の連絡、安全確保の為の緊急出動
北海道猟友会本別支部	本別町への出没状況の連絡、安全確保の為の緊急出動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



※緊急時においては、住民への安全を第一とし、電話連絡を優先する等、臨機応変に対応を行う。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、原則持ち帰り、各町の定めに従い所定の処理施設での処分を基本とする。ただし当該処理施設の処理能力の限界等、やむを得ない事情がある場合は、生態系に影響を及ぼさないよう適切は方法で埋設処理を行う。なおエゾシカについては、肉・毛皮等の有効利用を図る。その際、食肉利用については、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉として安全性を確保するとともにより安心な付加価値の高い食肉としての流通を図る。また、キツネについては、CO2殺処分ボックスを活用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	本別町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
本別町	協議会の運営
本別町農業協同組合	農業者への指導及び調整と被害情報収集
十勝農業共済組合北部事業所	農業共済制度による被害情報の提供
十勝農業改良普及センター十勝東北部支所	農業者への指導及び調整
本別町農民同盟	農業者の意見聴取及び調整
十勝東部森林管理署	国有林野の被害情報の提供と協力
十勝総合振興局森林室足寄事業所	林業者への指導及び調整
本別町森林組合	民有林被害状況の情報と森林整備指導及び調整
北海道猟友会本別支部	捕獲指導及び捕獲の実施
東本別牧柵管理利用組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
本別勇足牧柵管理利用組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
仙美里牧柵管理利用組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
牧柵未設置地区業務協力員代表 (仙美里西・美里別中・イト負箆・美蘭別・押帯)	エゾシカ被害状況の把握と侵入防止柵の導入検討

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の活動を積極的に実施する。実施隊の業務は対象鳥獣の捕獲等を中心に実施し、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

平成 23 年 4 月 1 日実施隊設置（隊員 36 名（H30 年度時点））

(注) 法第 9 条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、原則持ち帰り処分とする。ただし、やむを得ない場合については、捕獲現場の土地の所有者の協力により、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋却処理をする。エゾシカ肉の利活用は、食用としての流通システムを整備することが有効なエゾシカ処理につながることから、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、安全性が確保できる加工・販売等の調査研究を進める。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。